行政常任委員会

令和 5 年 3 月 3 1 日 (金) 午前 1 0 時 2 5 分開 会

○濵中副委員長 それでは、ただいまより行政常任委員会を開会いたします。

本日、村田幸隆委員長は病気のため欠席となっておりますので、私のほうで委員 長の職務を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

病気のため、内山左和子委員が欠席となっております。

それでは、まず、市長より御挨拶をいただきます。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託されております議案につきましては、議案第27号、尾鷲市市税条例の一部改正についてから議案第32号、令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の議決についてまでの6議案でございます。

付託議案の詳細につきましては、それぞれ担当課より説明いたさせますので、よ ろしく御審査いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- ○濵中副委員長 最初に、税務課に関連する議案第27号、28号、29号の説明、一括して説明をいただきます。
- ○仲税務課長 税務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第27号、尾鷲市市税条例、議案第28号、尾鷲市都市計画税条例並びに議案第29号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について、一括して説明させていただきます。

なお、改正点の概要につきましては、条文での説明では非常に煩雑となりますので、例に倣い、委員会資料を用いて説明させていただきたいと思います。

それでは、委員会資料の1ページを御覧ください。

- 1、議案番号及び2の改正条例の題名につきましては、記載のとおりでございます。
- ○濵中副委員長 資料、行きましたか、皆さん。

(「進行表はもらっている」と呼ぶ者あり)

○仲税務課長 よろしいでしょうか。

- ○濵中副委員長 進めてください。
- ○仲税務課長 次の3番の目的、理由につきましては、令和5年度税制改正に係る地方税法等の上位法令の一部改正などに伴い、本市条例について所要の改正を行うものであります。

4の主な改正点の概要を御覧ください。

まず、この表につきましては、今回の改正点の要点を取りまとめた表で、関係する条例ごとに整理したものであります。

改正項目といたしましては、市税条例で5点、都市計画税条例で1点、国民健康 保険税条例で2点ございますが、制度の変更あるいは新規のものなど、本市税収へ の影響の大きいものについて御説明させていただきたいと思います。

まず、資料1ページの整理番号1の森林環境税の導入に伴う改正についてであります。

森林環境税の賦課徴収につきましては、国からの法定受託事務として、令和6年度より個人住民税均等割と合わせて徴収することとされておりますが、その円滑な課税回収に向け、納税通知書の記載内容の変更をはじめとする賦課徴収事務に関する所掌の規定が設けられるものであります。

次に、2の特定小型原動機付自転車の車両区分の新設につきましては、改正理由 内容欄に記載のとおり、道路交通法の一部改正により、いわゆるキックボード等の 小型原動機付自転車の区分を現行のミニカー区分より除外し、特定小型原動機付自 転車として新たな区分を設置するもので、右の欄に記載のとおり、本市における該 当車両は少ないと考えられるため、税収への影響はほとんどないものと見込んでお ります。

続きまして、整理番号3のわがまち特例の新設を御覧ください。

わがまち特例とは、個々の自治体が法の定める範囲内で固定資産税の賦課標準の特例割合を条例で定める制度で、現在、本市において30項目の特例措置が規定されておりますが、改正理由、内容欄を御覧いただきますとおり、このたび、長寿命化に資する大規模修繕工事を行うなど、一定の要件を満たすマンションに係る固定資産税額の3分の1を減額する特例措置を新たに設けるものであります。ちなみに対象となるマンションにつきましては、今のところ本市においては存在しないと思われるため、税収等への影響はない見込みでございます。

続きまして、整理番号の4を御覧ください。

これは、軽自動車税、種別割のグリーン化特例につきまして、燃費性能の向上を

踏まえつつ、より環境性能のよい自動車の普及を後押しするという観点から、その特例適用期間について3年間延長し、令和8年3月31日までとするものであります。

次に、次ページの最上段、市税条例の整理番号5並びにその下の都市計画税条例の整理番号1につきましては、それぞれ上位法令の改正等の事由による語句の修正、 条文番号の整理等であります。説明は割愛させていただきたいと思います。

最後に、下段の表、尾鷲市国民健康保険税条例の整理番号1を御覧ください。

これは、昨今の物価上昇等の経済動向等を踏まえ、低所得者層の保険税負担の軽減を図ることを目的に実施されるもので、より多くの低所得者層の方が軽減の対象となるよう、国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得基準の引上げを実施するものであります。

現在、国民健康保険税の軽減につきましては、その所得に応じて7割、5割、2割の軽減がございますが、改正理由、内容欄に記載のとおり、今回の改正では、5割軽減を現行の28万5,000円から29万円に、2割軽減を現行の52万円から53万5,000円にと、それぞれ所得判定基準額の引上げを行い、軽減対象の拡大を図ろうとするものであります。

なお、令和4年度の所得状況を用いて大まかな試算を行いましたところ、税目・ 影響額等欄に記載のとおり、新たに5割軽減対象世帯が65世帯の増加、結果、税 額で190万円の減少、2割軽減世帯で72世帯が増加、135万円の減額、合わ せて約325万円程度の保険税額が軽減される見込みとなっております。

以上が議案第27号、第28号及び第29号の条例改正に係る説明であります。 よろしく御審議いただきまして御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 ○濵中副委員長 条例改正についての説明をいただきました。

御質疑ございます方、挙手をお願いいたします。よろしいですか。よろしいです ね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濵中副委員長 そうしたら、担当課交代まで暫時休憩です。

(休憩 午前10時32分)

(再開 午前10時34分)

○濵中副委員長 それでは、引き続き、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算(第 1号)の議決について、御説明を求めます。 ○山口福祉保健課長 福祉保健課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第30号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決 について、予算書及び委員会資料に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の8ページ、9ページを御覧ください。

通知いたします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金3,644万4,00 0円の増額は、1節保健費負担金3,644万4,000円の増額で、新型コロナウ イルスワクチン接種事業負担金3,644万4,000円の増額は、令和5年度にお けるオミクロン株対応2価ワクチン等の接種に係る接種費用に対する国庫負担金に なります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金1,000万円の増額は、1節保健費補助金1,000万円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金1,000万円の増額は、令和5年度におけるオミクロン株対応2価ワクチン等の接種を行うための接種体制を整えるために係る費用に対する国庫補助金になります。

次に、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健費、2目予防費4,644万4,000円の増額は、細目、 感染症予防対策事業4,644万4,000円の増額で、令和5年度における新型コロナウイルスオミクロン株対応2価ワクチン接種等に係る費用でございます。

詳細につきましては、委員会資料に基づき、担当主幹より御説明いたします。 通知いたします。

○東福祉保健課主幹兼係長 それでは、資料1、新型コロナウイルスワクチン接 種事業について御説明いたします。

コロナワクチン接種は、特例臨時接種期間が令和6年3月末まで1年間延長され、 自己負担なしで接種していただきます。

接種スケジュールにつきましては、令和5年度は秋冬時期に1回接種となりますが、重症化リスクが高い方は春夏時期に1回追加接種が可能となります。

それでは、まず、2回接種の対象となります春夏接種について御説明をいたします。

期間は5月8日から8月末であり、対象者の方は、重症化リスクが高い65歳以

上の方、基礎疾患を有する方及び重症化リスクの高い方が集まる医療機関、高齢者施設等の従事者約8,550人でございます。

なお、該当となります基礎疾患につきましては、国より改めて示されてきておりますので、広報おわせ5月号及びホームページにてお知らせをいたします。

次に、秋冬接種につきましては、9月から12月に5歳以上の全ての方を対象に 実施し、対象者は約1万3,550人でございます。

なお、春夏接種をされた方につきましては、接種間隔は3か月以上空けていただき接種をしていただきます。

また、昨年秋に開始いたしましたオミクロン株対応2価ワクチン接種につきましては5月7日で終了となり、初回接種、1回目、2回目につきましては当面継続をいたします。

次に、接種計画でございます。現時点においては、短期間で集中的に接種を促進する状況ではなく、安定的な制度の下での接種を見据えまして、個別接種へ移行を進めることが適当であるという国の方針に基づきまして、本市におきましても、迅速に接種を進めることを目的に実施してきました集団接種を先行とした体制から変更し、個別接種に移行した体制整備を目指してまいります。

個別接種の体制に当たりまして、新たに5か所の医療機関に御協力をいただきまして、市内12医療機関の御協力の下、予約は現行どおり、はがき、あるいは尾鷲市公式LINE等でお申込みいただき、はがきでお申込みいただいた方は、福祉保健課にて予約調整を継続し実施いたします。

なお、接種開始までの期間が短く、個別接種への急な変更に伴い、特に輪内地区、 須賀利地区等の方々については混乱が想定されますことから、春夏接種につきましては、輪内中学、元九鬼中学、須賀利小学校の3会場におきまして集団接種を実施 いたします。

接種券の発送につきましては、春夏接種は4月中旬、秋冬接種は8月初旬を予定しており、予防接種法上の接種勧奨が適用されます65歳以上の方に順次発送を予定しております。それ以外の対象者の方につきましては、申請していただいた方に接種券を送付いたします。

なお、申請方法につきましては、福祉保健センター二階福祉保健課に来所していただくか、あるいは、尾鷲市公式LINE及びホームページより、来所をしていただくことなく申請していただくことも可能となります。

ワクチンは、春夏はファイザー社、モデルナ社のオミクロン株対応2価ワクチン

を、秋冬は今後国から示される予定となっております。

事業費は4,644万4,000円であり、内訳は、主なものといたしましては、職員の時間外手当等242万9,000円、集団接種に関わる医療従事者等の謝礼として報償費13万6,000円、接種券発送等に関わる通信運搬費として366万3,000円、接種及びシステム改修等の委託料として3,716万9,000円であり、財源は、新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫負担金及び接種体制確保事業費国庫補助金の補助率10分の10でございます。

資料の説明は以上です。

- ○山口福祉保健課長 以上が令和5年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。
- ○濵中副委員長 福祉保健課の説明が終わりました。

御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ワクチンについてよろしいですか。

- ○仲委員 引き続いて春夏接種が実施されると、秋冬は5歳児以上の方ということで、今は尾鷲市内でもゼロが続いているような落ち着いた状況にあるんですけど、集団接種から個別接種に移行すると言いながら、でも受付が福祉保健課で医療機関でやるということで、本市としては、市民の方に予防接種をどのように促すか。言うたら、最終的には個人の判断だと思うんですけど、紙面上でどのような感覚で流すつもりなんですか。
- ○山口福祉保健課長 5月8日から5類になるということもございますが、国のほうの方針としましては、自己負担なしで5年度については実施するという方針を示されておりますので、特に重症化予防という点がワクチンの効果として十分ありますので、春夏接種についてはそういった方が対象ということもあります。

ですので、尾鷲市においては、自己判断ということも従前からありますけれども、 十分に重症化予防があるんだというところを広報していって、よりワクチンを接種 していただける体制も、集団も取っておりますので、十分に周知はしていきたいと 考えております。

○仲委員 大体了解しました。

この接種計画の(2)接種券発送が、春夏接種の対象は65歳以上、秋冬接種の対象が5歳以上というのは、これ、65歳もあります。

○東福祉保健課主幹兼係長 接種券発送に伴いましては65歳以上、秋冬も夏冬 も65歳以上の方が接種勧奨の法律上の適用になりますので、65歳以上の方は春 夏も秋冬も2回接種していただくことが可能ですので、2回接種券を発送する予定 でおります。

- ○仲委員 分かりました。
- ○濵中副委員長 よろしいですか。

他にございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濵中副委員長 そうしましたら、席を移動ですか。このまま。

次に、令和4年度の補正予算へ行きますけれども、このままでよろしいですか。 そうしましたら、次に、議案第31号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算(第 15号)の議決についての説明を求めます。

○岩本財政課長 それでは、議案第31号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算 (第15号)の議決について御説明申し上げます。

なお、予算書の内容につきましては、財政課より一括して説明させていただきま すので、よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第 1 条第 1 項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2 , 1 5 0 万 4 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 2 0 億 7 , 0 4 7 万 9 , 0 0 0 円とするものでございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

歳入でございます。

2 款地方譲与税から、12、13ページの10款地方交付税まで、全て交付額の 確定に伴う補正でございます。

それぞれ増減がありますけれども、主なものといたしましては、10ページの下段にあります6款 1 項 1 目法人事業税交付金が1,990万6,000円の増額、7 款 1 項 1 目地方消費税交付金が2,945万8,000円の増額でございます。

12、13ページを御覧ください。

9款地方特例交付金、2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特 別交付金につきましては、当初、歳入を見込んでおりませんでしたが、今回5万2, 000円の交付決定がございましたので新たに計上したものであります。

次に、10款1項1目地方交付税につきましては、特別交付税の額の確定により 8,281万6,000円の増額でございます。

次に、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金524万8,

000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付分でございます。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金1,198万1,000円の減額の うち、ふるさと応援寄附金につきましては、実績見込みにより1,200万円を減 額するものでございます。また、災害等対策寄附金につきましては、1団体の方か ら1万9,000円の御寄附を頂いたものでございます。

同じく7目一般寄附金5,000円の増額につきましては、1名の方から御寄附を頂いたものでございます。

14、15ページを御覧ください。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、9目災害等対策基金繰入金360万円の 減額は、当該基金の充当事業に対しまして地方創生臨時交付金が新たに充当される ことに伴い、基金繰入額を減額するものでございます。

次に、21款市債、1項市債、4目土木債につきましては、国庫補助事業の精算による事業の組替えに伴い、橋梁整備事業債を360万円減額し、道路整備事業債を360万円増額するものでございます。

16、17ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費のうち、3目財産管理費1億2,150万4,000 円の増額は基金積立金で、内訳は、今回の補正に伴う財政調整基金積立金1億2, 820万5,000円の増額及びふるさと応援基金積立金672万円の減額は、ふ るさと応援寄附金の実績見込みに伴う減額、また、災害等対策基金積立金は御寄附 を頂いた1万9,000円を同基金へ積み立てるものでございます。

ここで、委員会資料の1ページを御覧ください。

今回の令和4年度15号補正に、令和5年度当初予算での増減を加味した基金残 高見込みでございます。このうち、財政調整基金が、右の欄を御覧いただきまして、 17億9,649万6,000円、ふるさと応援基金が3億2,735万7,000円、 基金総額につきましては、26億9,861万5,000円となる見込みでございま す。

補正予算書にお戻りいただきまして、16、17ページを御覧ください。

次に、7款土木費、2目道路橋梁費、2目道路維持費につきましては、国庫補助 事業の精算のため、工事請負費を347万6,000円減額し、同額を設計業務委 託料へ組み替えるものでございます。 そのほかの財源更正につきましては、ふるさと応援寄附金の減額及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付に伴い、それぞれ財源を更正するものでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正でございます。

変更3件につきましては、それぞれ事業の進捗に伴い繰越額が確定しましたので、 限度額を変更するものでございます。

次に、第3表地方債補正につきましては、変更2件でございまして、国庫補助事業の精算に伴う事業の組替えによってそれぞれ借入れの限度額を変更するものでございます。

財政課からの説明は以上でございますが、引き続き建設課から資料説明がありま すので、よろしくお願いいたします。

○塩津建設課長 それでは、議案第31号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算 (第15号)の議決についてのうち、建設課に係る予算について説明させていただ きます。

通知いたします。

補正予算書6ページを御覧ください。

第2表の繰越明許費補正でございます。

まず、7款土木費、2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化修繕事業につきましては、防災・減災国土強靭化のための5か年加速化対策に基づき、事業箇所を追加で申請しましたことにより今年度中の完成が見込めなくなったため、855万8,000円を令和5年度に繰り越すものでございます。繰越しにより事業を速やかに進捗させることで、ストック効果の早期発現を図りたいと考えております。

次に、3項河川費、事業名、急傾斜地崩壊対策事業につきましては、さきの委員会にて、宮ノ上地区、坂場4地区の尾鷲市負担金の繰越しの御承認をいただいたところでございますが、その後、事業主体である県において、今年度支払い額と来年度支払い額の内訳に変更が生じたことに伴い、繰越額の変更をいたしたく補正するものでございます。

詳細につきましては、担当主幹より御説明いたします。

〇岡田建設課主幹兼係長 委員会資料の1ページを御覧ください。

この資料は、上段部分、下段部分と表が二つに分けられて表示しておりますが、 さきの委員会でお示しした資料が上段部分の表になります。 表の右端、太線囲み部分の太文字部分ですが、令和4年分尾鷲市負担金としまして1,097万円、令和5年分尾鷲市負担金としまして1,003万円の支払いと御説明いたしましたが、三重県からその後工事が完工した分の変更金額の精査及び契約に係る前払い金請求などの精査の結果、表の下段になります太文字、赤字部分、令和4年分尾鷲市負担金としまして1,465万2,000円、令和5年分尾鷲市負担金としまして634万8,000円に変更するものであります。

説明は以上となります。

- ○塩津建設課長 建設課からの説明は以上となります。
- ○濵中副委員長 補正第1号についての説明が終了いたしました。

御質疑のある方の挙手をお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○濵中副委員長 そうしましたら、次に、議案第32号、令和4年度尾鷲市国民 健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についての説明を求めます。
- ○湯浅市民サービス課長 それでは、国民健康保険事業特別会計について説明い たします。
 - 19ページを御覧ください。

今回の国民健康保険事業特別会計補正予算計上額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,461万9,000円を追加し、これにより予算総額を21億6,870万円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

26ページ、27ページを御覧ください。

2款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金1,461万9,000円の増額は、療養給付費及び高額療養費の支給額増加に伴う普通交付金の増額であります。

次に、歳出について説明いたします。

28ページ、29ページを御覧ください。

2 款保険給付費、1項療養諸費、1目一般分療養給付費等1,211万8,000 円の増額は、療養給付費等の増額によるものであります。

2 項高額療養費、1目一般分高額療養費 2 5 0 万 1,0 0 0 円の増額は、高額療養費の増額によるものであります。

続きまして、詳細な内容について御説明させていただきます。

療養給付費及び高額療養費の増額補正につきましては、新型コロナウイルス感染

症の流行が3年目となり、令和4年度途中から行動制限もなくなったことで通院等 が増加し、療養給付費及び高額療養費が増加したものであります。

令和4年度につきましては、年度途中で補正を行いましたが、予想を上回る増加 となってしまったため、今回補正させていただきたいと思います。

また、療養給付費及び高額療養費につきましては、国民健康保険保険給付費等交付金で補塡されますので、実質的な負担はゼロということも申し添えさせていただきます。

以上です。

○濵中副委員長 議案32号についての説明が終わりました。

御質問はございませんでしょうか。よろしいか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濵中副委員長 そうしましたら、以上で議案の審査を終了いたします。

執行部は御退席をお願いいたします。

それでは、採決に移らせていただいてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○濵中副委員長 それでは、付託議案の採決を行います。

議案第27号、尾鷲市市税条例の一部改正について、可決すべきとする者の挙手 をお願いします。

(举 手 全 員)

○濵中副委員長 挙手全員であります。よって、議案第27号は可決すべきもの と決しました。

次に、議案第28号、尾鷲市都市計画税条例の一部改正について、可決すべきと する者の挙手をお願いします。

(拳 手 全 員)

○濵中副委員長 挙手全員であります。よって、議案第28号は可決すべきもの と決しました。

議案第29号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例等の一部改正に ついて、可決すべきとする者の挙手をお願いします。

(举 手 全 員)

○濵中副委員長 挙手全員であります。よって、議案第29号は可決すべきもの と決しました。

議案第30号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決について、

可決すべきとする者の挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

○濵中副委員長 挙手全員であります。よって、議案第30号は可決すべきもの と決しました。

議案第31号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算(第15号)の議決について、 可決すべきとする者の挙手をお願いします。

(举 手 全 員)

○濵中副委員長 挙手全員であります。よって、議案第31号は可決すべきもの と決しました。

次に、議案第32号、令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の議決について、可決すべきとする者の挙手をお願いします。

(举 手 全 員)

○濵中副委員長 挙手全員であります。よって、議案第32号は可決すべきもの と決しました。

採決は以上です。

委員長報告は一任させてもらってよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○濵中副委員長 以上で行政常任委員会を閉じます。

(午前11時02分 閉会)